

# 第 1 2 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 0 年 4 月 2 4 日 (火)

午後 1 時 3 0 分

と ころ 第 1 委 員 会 室

## 付 議 事 項

- 1 市議会モニターについて 資料 1 資料 2
- 2 平成 3 0 年 第 1 回 (5 月) 臨 時 会 に 関 す る 事 項 に つ い て
- 3 その他

(1) 申し合わせ 6 0 に つ い て

改正後	改正前
(企業会計及び特別会計の委員会付託) 60 企業会計及び特別会計は、次のとおり担当常任委員会に付託する。  (1) 民生福祉常任委員会 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 病院事業会計  (2) 産業建設常任委員会 駐車場事業特別会計 地方卸売市場事業特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 <u>小型自動車競走事業特別会計</u> 水道事業会計 工業用水道事業会計	(企業会計及び特別会計の委員会付託) 60 企業会計及び特別会計は、次のとおり担当常任委員会に付託する。  <u>(1) 総務文教常任委員会</u> <u>小型自動車競走事業特別会計</u>  (2) 民生福祉常任委員会 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 病院事業会計  (3) 産業建設常任委員会 駐車場事業特別会計 地方卸売市場事業特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計  水道事業会計 工業用水道事業会計

(2) その他

## 山陽小野田市議会モニター設置要綱（案）

## （設置）

第 1 条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

## （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成 24 年山陽小野田市条例第 23 号）第 9 条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第 24 条に規定する議会報告会をいう。

## （職務）

第 3 条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 市議会が実施するアンケート調査に回答すること。
- (4) 市議会との意見交換会に出席すること。

## （定員及び任期）

第 4 条 市議会モニターの定員は、10 人程度とする。

2 市議会モニターの任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## （要件）

第 5 条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満 18 歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの

(3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(公募及び選考)

第6条 市議会モニターは公募とする。

2 市議会モニターの選考は、広聴特別委員会において行うものとする。この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見)

第8条 議長は、第3条第1号及び第2号の規定により市議会モニターから提出された意見を広聴特別委員会に送付するものとする。

2 前項の規定により意見の送付を受けた広聴特別委員会は、当該意見について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に関するものであるときは、広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を進呈することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される市議会モニターの任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

## 山陽小野田市議会モニター募集要項

## 1 設置目的

市議会の活動及び運営に関し、市民等から意見を聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置

## 2 主な役割

- (1) 本会議、委員会の傍聴
- (2) 議会報告会への参加
- (3) 市議会の議会だより、ホームページ、フェイスブックページの閲覧
- (4) (1)～(3)に関する意見の提出
- (5) 市議会が実施するアンケート調査への回答
- (6) 市議会が実施する意見交換会への出席

## 3 募集対象

市議会に関心があり、次の要件を全て満たす人

- (1) 満 18 歳以上の人（平成 30 年 4 月 1 日時点）
- (2) 市内在住又は市内に勤務、通学をしている人
- (3) 国又は地方公共団体の議会の議員でない人
- (4) 国又は地方公共団体の職員でない人

## 4 募集人数

10 人程度（応募者多数の場合は、年齢、性別、居住地等を参考に選考）

## 5 任期

委嘱の日から 2 年間

## 6 募集方法

議会だより、議会ホームページによる公募

## 7 募集期間

平成 30 年 5 月 15 日から平成 30 年 6 月 14 日まで

## 8 応募方法

申込書を直接、郵送、ファックス又は電子メールにより議会事務局に提出

## 9 謝礼

記念品（3,000 円程度）を進呈

# 山陽小野田市議会「市議会モニター」申込書

平成 年 月 日提出

ふりがな			年齢	歳	性別	男・女
氏名						
住所	[ (市外の方は勤務地又は通学地) ]					
職業						
連絡先	電話					
	FAX					
	PCアドレス					
	※ PCアドレス等ない場合は記入しなくて結構です。					
申込み理由						